

部活動の地域展開に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和８年７月
十日町市教育委員会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性・・・・・・・・	3
1 改革の理念	
2 改革の方向性	
(1) 基本的方針	
(2) 改革期間及び取組方針	
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度・・・・・・・・	4
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 趣旨	
(2) 認定の効果	
(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応・・・・・・・・	6
1 推進体制の整備	
(1) 十日町市における体制整備	
(2) 認定地域クラブと生徒が所属する中学校等との連携	
2 各種課題への対応	
(1) 運営団体・実施主体の整備	
(2) 指導者の確保・育成	
(3) 活動場所の確保	
(4) 生徒の安全・安心の確保	
(5) 障がいのある生徒の活動機会の確保	

はじめに

令和3年度にスタートした部活動改革は、今年で6年目を迎えた。市内の中学校に設置されている全ての部活動種目について、地域クラブ活動体制を整備し、これまで試行事業を実施してきた。令和8年8月に休日の部活動地域展開の実現までの見通しをつけることができた。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、学校部活動を巡る状況は厳しくなっている。当市の現状は、中学校生徒数は976人で62部活が活動している。(令和7年度)生徒数減少の影響で、人数の少ない部活動を中心に、部活種目の削減、統廃合を検討せざるを得ない状況にあり、球技種目においては合同部活動として実施している学校もある。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革期間」における地域クラブ活動の推進等に関して、市としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障することが必要である。
- 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

2 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 教育委員会が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、当地域の実情等に応じた改革方針を決定し、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。

(2) 改革期間及び取組方針

- ①改革期間
- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）する。
 - 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について検証する。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。
- ②取組方針
- 【休日】
- 令和8年度8月に、全ての学校部活動において地域展開を実現する。
- 【平日】
- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、当市の実情等に応じた取組を実施する。
- ※前期の間、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証を行った上で、改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進する。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが必要である。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、当市の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要である。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例>

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度

（１）趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、教育委員会が認定を行う仕組みを構築する。
 - 教育委員会が認定した地域クラブ活動を「認定地域クラブ活動」、認定地域クラブ活動を実施しているクラブを「認定地域クラブ」と呼称する。令和３年度に中学校に設置していた部活動の種目を実施する団体を認定対象とする。
- ※市が認定していない民間の事業の一環としてスポーツ・文化芸術活動を行うクラブ・スクールを「民間クラブ」もしくは「民間地域クラブ」と呼称し、認定地域クラブと区別する。

(2) 認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市教育委員会による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営面、経済的困窮世帯等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、経済的困窮世帯への参加料の補助等)
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加(認定地域クラブとしての大会参加等)

(3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続等)

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
- ※参加者の対象は、市内在住の希望する全ての中学生とする。各クラブの方針により、隣接市町村からの受け入れも可能とする。ただし、競技力強化のために、広域から生徒を集めることのないようにする。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること(不適切行為の防止徹底等)
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市教育委員会に提出する。教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。
- 認定の有効期間は、最長3年間とする。
- 教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

※十日町市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱による。(令和8年4月1日施行)

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 十日町市における体制整備

- 教育、スポーツ、文化等を担当する部署が一体となって取組を進めていくことが重要である。
- 幅広い関係者による地域クラブ推進委員会を実施し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

教育委員会	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施する。 ・豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定、地域クラブ推進委員会の実施等や、地域クラブ等への支援・指導助言等する。(管理監督)
各種目の連盟、協会	・地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務を実施する。(運営団体)
地域クラブ	・地域クラブ活動を実施する。(実施主体)

(2) 認定地域クラブと生徒が所属する中学校等との連携

【認定地域クラブ】

- 活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有する。
- 認定地域クラブとして中体連大会への参加の際は、中学校と緊密な連携を図る。
- 認定地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。
- 認定地域クラブは、兼職兼業として従事を希望する教師の所属長に依頼する。

【教育委員会】

- 認定地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携し、生徒・保護者に情報提供等を行う。
- 教育委員会は、認定地域クラブ活動の内容を中学校の入学説明会などで生徒・保護者に周知する。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備

- 認定地域クラブにおいては、教育委員会による企画・調整の下、認定要件に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要である。

(2) 指導者の確保・育成

- 認定地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠である。
- 参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要である。

→地域クラブ指導者育成プログラム研修会の実施する。

- 指導者の確保に当たっては、部活動指導員の平日の活用、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチング、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進する。

→吹奏楽人材バンクを設置する。

(3) 活動場所の確保

- 学校施設をはじめ、社会教育施設等を活用して、認定地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠である。特に、学校施設については、学校教育に支障のない限り、認定地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが重要である。

→認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等を実施する。

→活動場所への移動手段は、原則、保護者送迎とする。そのため、参加者が集まりやすい活動場所の確保を検討する。

(4) 生徒の安全・安心の確保

- 認定地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。

→指導者への研修の充実を図り、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止する。

→暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為についての相談窓口を設置する。

●生徒の発達段階や暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な活動時間・休養日等が設定されていることとする。

→学校部活動と同様に、休養日は週２日以上、１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度、休日は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。長期休暇中に一定期間のオフシーズンを設定する。

●事故等の発生した場合は、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策を実施する。

→事案発生時の対応等について定めた「十日町市地域クラブ活動安全マニュアル」の見直し、指導者へ周知徹底する。

●怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底する。

→「スポーツ安全保険」への加入状況を確認する。

（５）障がいのある生徒の活動機会の確保

●障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も認定地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進める。